二　中小事業主（計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。以下この条において同じ。）において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない者に限る。以下この号において同じ。）を除く一般事業主にあってはイ又はロのいずれかに該当し、中小事業主にあっては次のいずれかに該当すること。

イ　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する当該男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合が百分の十三以上であること。

ロ　その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する当該男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の三十以上であり、かつ、育児休業等をしたものの数が一人以上であること。

ハ　次のいずれかに該当すること。

(1)　第四条第五号イ、ロ又はニのいずれかに該当すること。

(2)　当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十三以上であること。

三　次のいずれにも該当すること。

イ　次に掲げる全ての措置を講じ、かつ、(1)又は(2)のいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、当該目標を達成したこと。

(1)　所定外労働の削減

(2)　年次有給休暇の取得の促進

(3)　短時間正社員の活用に関する措置、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

ロ　次のいずれかに該当すること。

(1)　計画期間の終了日の属する事業年度（(2)において「計画期間終了事業年度」という。）において、その雇用する労働者の数に対する当該労働者であって、平均した一週間当たりの労働時間が六十時間以上であるものの数の割合が百分の五以下であること。

(2)　計画期間終了事業年度において、その雇用する労働者であって、平均した一月当たりの時間外労働時間が八十時間以上であるものがいないこと。

四　次のいずれかに該当すること。ただし、次のいずれにも該当しない中小事業主にあっては、当該計画期間の開始前三年以内の日であって当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合において、次のいずれかに該当すれば足りること。

イ　その雇用する又は雇用していた女性労働者であって計画期間の開始日から計画期間の終了日の一年前までの間において出産したもの（出産の日に在職している者に限る。ロにおいて同じ。）の数に対する当該女性労働者であって出産後一年以上継続して在職している又は在職していたもの（育児休業等をしている若しくはしていた者又は育児目的休暇制度を利用している若しくはしていた者を含む。以下同じ。）の数の割合が百分の九十以上であること。

ロ　その雇用する又は雇用していた女性労働者であって計画期間の開始日から計画期間の終了日の一年前までの間において出産したものの数及びその雇用していた女性労働者であって当該期間に出産した女性労働者であって出産後一年以上継続して在職している又は在職していたものの数の割合が百分の五十五以上であること。

五　育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。

（法第十五条の三第二項の公表）

第五条の四　法第十五条の三第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

一　その雇用する男性労働者であって法第十五条の三第二項の規定により公表を行う日の属する事業年度（第五号イにおいて「公表事業年度」という。）の前の事業年度（以下「公表前事業年度」という。）において配偶者が出産したもののうち公表前事業年度において育児休業等をしたものの数（以下この号において「育児休業等取得者数」という。）、当該配偶者が出産した男性労働者の数に対する育児休業等取得者数の割合、当該配偶者が出産した男性労働者の数に対する育児休業等取得者数及び公表前事業年度において育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合並びに当該育児目的休暇制度の内容。ただし、前条第二号ハ(1)の規定の適用を受けて特例認定を受けた場合にあっては、これらに加え次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項を公表するものとする。

イ　前条第二号ハ(1)の規定により第四条第五号イの適用を受けて特例認定を受けた場合　公表前事業年度において、その雇用する男性労働者のうち子の看護休暇を取得したもの（一歳に満たない子のために子の看護休暇を取得した者を除く。）の数

ロ　前条第二号ハ(1)の規定により第四条第五号ロの適用を受けて特例認定を受けた場合　公表前事業年度において、その雇用する男性労働者のうち子の養育のために所定労働時間の短縮措置等を利用したものの数

ハ　前条第二号ハ(1)の規定により第四条第五号ニの適用を受けて特例認定を受けた場合　公表前事業年度において、その雇用する男性労働者のうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は小学校就学の始期に達するまでの孫について育児目的休暇制度を利用したものの数

二　その雇用する女性労働者であって公表前事業年度において出産したものの数に対する当該女性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数の割合

三　前条第一号の規定に基づき第四条第七号に掲げる基準に適合するものとして講ずる措置の内容

四　前条第三号イに掲げる基準に適合するものとして講ずる措置の内容

五　次のいずれかの割合

イ　その雇用する又は雇用していた女性労働者であって公表事業年度の前々事業年度（ロにおいて「公表前々事業年度」という。）において出産したもの（出産の日に在職している者に限る。ロにおいて同じ。）の数に対する当該女性労働者であって出産の日以後も引き続き雇用され、公表前事業年度に在職している又は在職していたものの数の割合

ロ　その雇用する又は雇用していた女性労働者であって公表前々事業年度において出産したものの数及びその雇用していた女性労働者であって公表前々事業年度において出産する予定であったもののうち退職したものの数の合計数に対する公表前々事業年度において出産した女性労働者であって出産の日以後も引き続き雇用され、公表前事業年度に在職している又は在職していたものの数の割合

六　前条第五号に掲げる基準に適合するものとして策定している計画の内容及びその実施状況

第十八条中「、第十二条の二第三項」を「（法第十二条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「並びに第十五条」を「、第十五条、第十五条の二、第十五条の三第三項並びに第十五条の五」に改め、同条ただし書中「第十二条第四項及び第十五条」を「第十二条第六項、第十五条、第十五条の三第三項及び第十五条の五」に改める。